

自己点検シート(居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導)

【記入日:令和 年 月 日・記入者氏名: _____

・連絡先:Tel _____】

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
I 基本方針							
1. 基本方針 【介】	利用者が、要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士及び管理栄養士が、通院困難な利用者に対して、その居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行うことにより、その療養生活の質の向上を図るものとなっていますか。	基準第84条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【予】	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士及び管理栄養士が、通院困難な利用者に対して、その居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	(予防基準第87条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
II 人員基準							
1. 従事者の員数 【介】【予】	<p>【病院又は診療所】の場合 下記人員を配置していますか。 ○ 医師又は歯科医師 (医師 _____ 人) (歯科医師 _____ 人)</p> <p>○ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する(介護予防)居宅療養管理指導の内容に応じた適当数 (薬剤師 _____ 人)、(看護職員 _____ 人)、 (歯科衛生士 _____ 人)、(管理栄養士 _____ 人)</p> <p>※利用者数(_____ 月請求実績分)</p> <p>【薬局】の場合 下記人員を配置していますか。 ○ 薬剤師 (_____ 人)</p> <p>※利用者数(_____ 月請求実績分)</p> <p>【訪問看護(介護予防訪問看護)ステーション】の場合 下記人員を配置していますか。 ○ 看護職員 (_____ 人)</p> <p>※利用者数(_____ 月請求実績分)</p>	第85条 (第88条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
Ⅲ 設備基準							
1. 設備及び備品等 【介】【予】	病院、診療所、薬局又は訪問看護(介護予防訪問看護)ステーションであって、事業の運営に必要な広さを有しているほか、必要な設備及び備品等を備えていますか。	第86条 (第89条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
Ⅳ 運営基準							
1. 内容及び手続きの説明及び同意 【介】【予】	事業所の概要、重要事項(※1)について記した文書を交付し(※2)、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※1 運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、その他利用者のサービス選択に資すると認められる事項 ※2 文書の交付は、電磁的方法でも可。	第91条: 第8条準用 (第93条: 第49条の2準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 提供拒否の禁止 【介】【予】	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。 (提供を拒むことのできる正当な理由) ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③その他利用申込者に対し自ら適切な居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)を提供することが困難な場合	第91条: 第9条準用 (第93条: 第49条の3準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. サービス提供困難時の対応 【介】【予】	自ら適切なサービス提供が困難な場合、居宅介護(介護予防)支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに講じていますか。	第91条: 第10条準用 (第93条: 第49条の4準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 受給資格等の確認 【介】【予】	被保険者証等の提示を求めることなどにより確認を行っていますか。	第91条: 第11条準用 (第93条: 第49条の5準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、配慮して介護サービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 要介護(要支援)認定の申請に係る援助 【介】【予】	利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護(要支援)認定の申請をしているか確認していますか。	第91条: 第12条準用 (第93条: 第49条の6準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者が要介護(要支援)認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 心身の状況等の把握 【介】【予】	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、病歴、服薬歴等の把握に努めていますか。	第91条: 第13条準用 (第93条: 第49条の7準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
7. 居宅介護(介護予防)支援事業者等との連携【介】【予】	介護サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、主治医(終了時に限る)及び居宅介護(介護予防)支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	第91条: 第64条準用 (第93条: 第67条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 居宅(介護予防)サービス計画に沿ったサービスの提供【介】【予】	居宅(介護予防)サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	第91条: 第16条準用 (第93条: 第49条の10準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 身分を証する書類の携行【介】【予】	従事者に身分証を携行させ、求めに応じて提示するよう指導していますか。	第91条: 第18条準用 (第93条: 第49条の12準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. サービスの提供の記録【介】【予】	介護サービスを提供した際は、提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況等必要な事項を書面に記録するとともに、利用者から求められた場合には、それらの情報について適切な提供を行っていますか。	第91条: 第19条準用 (第93条: 第49条の13準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13. 利用料等の受領【介】【予】	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	第87条 (第90条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。	第87条 (第90条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービス提供に要する交通費の額の支払いを利用者から受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明、同意を得ていますか。	第87条 (第90条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14. 領収証【介】【予】	サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。	法第41条 (法第53条: 法第41条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	領収証に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。	施行規則第85条: 施行規則第65条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15. 保険給付の請求のための証明書の交付【介】【予】	法定代理受領サービスではない、居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	第91条: 第21条準用 (第93条: 第50条の2準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
16. 指定居宅療養管理指導(指定介護予防居宅療養管理指導)の基本取扱方針 【介】【予】	居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われていますか。	第88条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	(第94条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	第88条 (第94条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17. 指定居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)の具体的取扱方針 【介】【予】	【医師又は歯科医師が行う場合】 サービスの提供にあたっては、常に病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理(歯科を含む)に基づいて、居宅介護支援事業者等に対して必要な情報提供又は助言を行うとともに、利用者又はその家族に対して居宅サービスの利用に関する留意事項等について指導又は助言を行っていますか。	第89条 (第95条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者又はその家族からの相談に懇切丁寧に応じるとともに、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するなどにより、理解しやすいように指導又は助言を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅介護(介護予防)支援事業者若しくは居宅(介護予防)サービス事業者に対する必要な情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行われていますか。なお、サービス担当者会議への参加が困難な場合は、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を当該事業者へ交付することにより行われていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	それぞれの利用者について、提供したサービス内容について、速やかに診療録に記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が行う場合】 サービスの提供にあたっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師によるサービス提供にあたっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。	第89条 (第95条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項を理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれた環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供していますか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
提供したサービス内容について、診療記録(利用者氏名、実施日時、サービスの要点、担当者氏名等)を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
17. 指定居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)の具体的取扱方針 【介】【予】	【看護職員が行う場合】 サービスの提供にあたっては、居宅介護(介護予防)支援事業者等に対する居宅(介護予防)サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、利用者に対する療養上の相談及び支援を行っていますか。	第89条 (第95条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等を理解しやすいように指導又は助言を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	提供したサービス内容について、速やかに記録(利用者氏名、実施日時、サービスの要点、担当者氏名等)を作成するとともに、医師又は居宅介護(介護予防)支援事業者等に報告していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18. 利用者に関する市町村への通知 【介】【予】	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っていますか。 ・サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護(要支援)状態の程度を増進させたと認められる場合 ・偽りその他不正な行為により給付を受けた又は受けようとした場合	第91条: 第26条準用 (第93条: 第50条の3準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19. 管理者の責務 【介】【予】	管理者は、従業者の管理及び利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従事者に対して必要な指揮命令を行っていますか。	第91条: 第52条準用 (第93条: 第52条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20. 運営規程 【介】【予】	以下の事項を運営規程に定めていますか。 <input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 従業者の職種、員数及び職務内容 <input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間 <input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)の種類及び利用料その他の費用の額 <input type="checkbox"/> 虐待防止に関する事項 <input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項	第90条 (第91条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21. 勤務体制の確保等 【介】【予】	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制(日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等)を定めていますか。	第91条: 第30条準用 (第93条: 第53条の2準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	当該事業所の従事者によってサービスを提供していますか。 ※職種により、労働者派遣法に規定する派遣労働者であってはならないものであることに留意すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	従事者に対して研修の機会を確保していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
22. 衛生管理等 【介】【予】	従事者の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	第91条： 第31条準用 (第93条： 第53条の3準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	設備及び備品等について、衛生的な管理を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23. 掲示 【介】【予】	運営規程の概要や勤務の体制、その他重要事項(重要事項説明書の内容)及び指定書を事業所内に掲示していますか。	第91条： 第32条準用 (第93条： 第53条の4準用) 堺市介護保険施行 規則第51条の14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24. 秘密保持等 【介】【予】	正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	第91条： 第33条準用 (第93条： 第53条の5準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を個別に書面により得ていますか。(サービス提供開始時における包括的な同意で可)	第91条： 第33条準用 (第93条： 第53条の5準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25. 居宅介護(介護予防)支援事業者に対する利益供与の禁止 【介】【予】	居宅介護(介護予防)支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	第91条： 第35条準用 (第93条： 第53条の7準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26. 苦情処理 【介】【予】	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 苦情件数：月平均 件程度 苦情相談窓口の設置：有・無 相談窓口担当者：有・無	第91条： 第36条準用 (第93条： 第53条の8準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	苦情相談等の内容を記録・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27. 地域との連携 【介】【予】	事業の運営に当たっては、提供した指定居宅療養管理指導に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	第91条： 第36条の2準用 (第93条： 第53条の9準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
28. 事故発生時の対応 【介】【予】	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護(介護予防)支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。	第91条: 第37条準用 (第93条: 第53条の10準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。 →損害賠償保険への加入: 有・無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事故が生じた際には、原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29. 会計の区分 【介】【予】	他の事業との会計を区分していますか。	第91条: 第38条準用 (第93条: 第53条の11準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30. 高齢者虐待の防止 【介】【予】	事業所の従業員は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることをしていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うことをしていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	高齢者虐待の防止について、従業員への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	高齢者虐待防止法第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
31. 記録の整備 【介】【予】	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	第90条の2 (第92条) 基準条例第3条 (第7条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービス提供に関する記録(サービス実施記録等)を整備し、その完結の日から2年間(サービス提供記録は提供日から5年間)保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
V 業務管理体制の整備							
1. 業務管理体制の整備 【介】【予】	1 事業者(法人)内で、法令遵守について職員に周知をしていますか。 また、どのように周知されていますか。 (周知方法: _____)	法第115条の32 施行規則第140条 の39及び第140条 の40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	① 法令遵守責任者の選任【全ての法人】 事業者(法人)において、1人、法令遵守責任者を選任し、所管庁に届け出ていますか。 法令遵守責任者の届出 _____ 済 ・ 未済 所属・職名 _____ 氏名 _____	法第115条の32 施行規則第140条 の39及び第140条 の40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 法令遵守規程の整備【事業所(施設)数が20以上の法人のみ】 事業者(法人)において、法令遵守規程を作成し、各事業所・施設に周知していますか。 また、規程の概要を所管庁に届け出ていますか。 規程の概要の届出 _____ 済 ・ 未済	法第115条の32 施行規則第140条 の39及び第140条 の40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 業務執行の状況の監査【事業所(施設)数が100以上の法人のみ】 事業者(法人)において、業務執行の状況の監査を定期的に実施していますか。 また、監査の方法の概要を所管庁に届け出ていますか。 監査の方法の概要の届出 _____ 済 ・ 未済	法第115条の32 施行規則第140条 の39及び第140条 の40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 届出事項に変更があったときは、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ていますか。 また、事業所数の増減により整備すべき内容が変わった場合等についても、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ていますか。	法第115条の32 施行規則第140条 の40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
1. 業務管理体制の整備 【介】【予】	<p>3 所管庁に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の所管庁及び変更前の所管庁の双方に届け出ていますか。</p> <p>※所管庁(届出先)</p> <p>◎指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 ⇒厚生労働大臣</p> <p>◎指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 ⇒主たる事務所の所在地の都道府県知事</p> <p>◎すべての指定事業所等が指定都市の区域に所在する事業者 ⇒堺市長(介護事業者課)</p> <p>◎地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、すべての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者 ⇒堺市長(介護事業者課)</p> <p>◎上記以外の事業者 ⇒大阪府知事(福祉部高齢介護室介護事業者課)</p>	<p>法第115条の32 施行規則第140条の40</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注)法第71条第1項の規定に基づき、同法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた事業所のみを運営する事業者(法人)にあつては、業務管理体制の整備欄の記載は不要です。

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
VI 介護給付費関係							
1. 介護(介護予防)給付費単位 【介】【予】	<p>所定の単位数で算定していますか。</p> <p>※「同一建物居住者」については、「留意事項」2-6-(1)及び「予防留意事項」2-6-(1)を参照してください。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>【医師が行う場合】 通院が困難な者に対して、事業所の医師が、医学的管理に基づき、居宅(介護予防)サービス計画の策定等に必要な情報提供及び利用者等に対する指導・助言を行った場合、1月に2回を限度として、次の区分により算定していますか。</p> <p>1. 居宅療養管理指導費(Ⅰ) …居宅療養管理指導費(Ⅱ)を算定する場合以外に、次に掲げる所定単位数を算定する。 ①同一建物居住者以外に対して行う場合 503単位 ②同一建物居住者に対して行う場合 452単位</p> <p>2. 居宅療養管理指導費(Ⅱ) …医科診療報酬点数表の「在宅時医学総合管理料」又は「特定施設入居時等医学総合管理料」を算定する利用者の場合、次に掲げる所定単位数を算定する。 ①同一建物居住者以外に対して行う場合 292単位 ②同一建物居住者に対して行う場合 262単位</p> <p>※当該算定にかかる取扱いについては、「留意事項」2-6-(2)及び「予防留意事項」2-6-(2)を参照してください。</p>	算定基準 別表の5イ 注1、注2 (予防算定基準 別表の5イ 注1、注2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>【歯科医師が行う場合】 通院が困難な者に対して、事業所の歯科医師が、歯科医学的管理に基づき、居宅(介護予防)サービス計画の策定等に必要な情報提供及び利用者等に対する指導・助言を行った場合に、1月に2回を限度として次に掲げる所定単位数を算定していますか。 ①同一建物居住者以外に対して行う場合 503単位 ②同一建物居住者に対して行う場合 452単位</p> <p>※当該算定にかかる取扱いについては、「留意事項」2-6-(2)及び「予防留意事項」2-6-(2)を参照してください。</p>	算定基準 別表の5ロ 注 (予防算定基準 別表の5ロ 注)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
1. 介護(介護予防)給付費単位 【介】【予】	<p>【病院又は診療所の薬剤師が行う場合】 通院が困難な者に対して、事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示に基づき、訪問による薬学的管理指導を行い、居宅(介護予防)サービス計画の策定等に必要の情報提供を行った場合に、1月に2回を限度として次に掲げる所定単位数を算定していますか。 ①同一建物居住者以外に対して行う場合 553単位 ②同一建物居住者に対して行う場合 387単位</p> <p>※当該算定にかかる取扱いについては、「留意事項」2-6-(3)及び「予防留意事項」2-6-(3)を参照してください。</p>	算定基準別表の5ハ注1 (予防算定基準別表の5ハ注1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>【薬局の薬剤師が行う場合】 通院が困難な者に対して、事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示に基づいて策定した薬学的管理指導計画に基づき、訪問による薬学的管理指導を行い、居宅(介護予防)サービス計画の策定等に必要の情報提供を行った場合に、1月に4回(*)を限度として次に掲げる所定単位数を算定していますか。 ①同一建物居住者以外に対して行う場合 503単位 ②同一建物居住者に対して行う場合 352単位</p> <p>(*)利用者が次のいずれかに該当する場合は、1週に2回かつ1月に8回を限度として算定可。 ・末期の悪性腫瘍の者 ・中心静脈栄養を受けている者</p> <p>※当該算定にかかる取扱いについては、「留意事項」2-6-(3)及び「予防留意事項」2-6-(3)を参照してください。</p>	算定基準別表の5ハ注1 (予防算定基準別表の5ハ注1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>【麻薬管理指導加算】 薬剤師による居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)の場合であって、疼痛緩和のために麻薬の投与が行われている利用者に対して、麻薬使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※当該加算にかかる取扱いについては、「留意事項」2-6-(3)及び「予防留意事項」2-6-(3)を参照してください。</p>	算定基準別表の5ハ注2 (予防算定基準別表の5ハ注2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
1. 介護(介護予防)給付費単位	<p>【管理栄養士が行う場合】 通院が困難な者に対して、次の算定要件のいずれにも適合する事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、訪問による栄養管理に係る情報提供及び指導・助言を行った場合に、1月に2回を限度として次に掲げる所定単位数を算定していますか。 ①同一建物居住者以外に対して行う場合 533単位 ②同一建物居住者に対して行う場合 452単位</p> <p>(算定要件) ○特別食(※)の提供が必要である又は低栄養状態にあると医師が判断した者に対して、利用者ごとに栄養ケア計画を作成していること。 ○栄養ケア計画に従い栄養管理がなされるとともに、利用者等に対して栄養管理に係る情報提供及び指導・助言を行い、栄養状態を定期的に記録していること。 ○栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直しを行っていること。</p> <p>※「特別食」については、「利用者等告示」第12号を参照してください。また、その他当該算定にかかる取扱いについては、「留意事項」2-6-(4)及び「予防留意事項」2-6-(4)を参照してください。</p>	算定基準 別表の5二注 (予防算定基準 別表の5二注)	□	□		□	□
	<p>【介】【予】 【歯科衛生士等が行う場合】 通院が困難な者に対して、次の算定要件のいずれにも適合する事業所の歯科衛生士等が、訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、訪問による口腔衛生状態及び摂食・嚥下機能に関する実地指導を行った場合に、1月に4回を限度として次に掲げる所定単位数を算定していますか。 ①同一建物居住者以外に対して行う場合 352単位 ②同一建物居住者に対して行う場合 302単位</p> <p>(算定要件) ○居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断した者に対して、利用者ごとに管理指導計画を作成していること。 ○管理指導計画に従い実地指導がなされるとともに、利用者等に対して実地指導に係る情報提供及び指導・助言を行い、定期的に記録していること。 ○管理指導計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直しを行っていること。</p> <p>※当該算定にかかる取扱いについては、「留意事項」2-6-(5)及び「予防留意事項」2-6-(5)を参照してください。</p>						

点検項目	確認事項	根拠条文	自己点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
1. 介護(介護予防)給付費単位 【介】【予】	<p>【看護職員が行う場合】 通院が困難な者に対して、医師が居宅療養管理指導が必要であると判断し、事業所の看護職員が、訪問による療養上の相談・支援を行い、介護支援専門員等に対して居宅(介護予防)サービス計画の策定等に必要の情報提供を行った場合に、居宅(介護予防)サービスを開始した日から起算して6か月間に2回を限度として次に掲げる所定単位数を算定していますか。</p> <p>①同一建物居住者以外に対して行う場合 402単位 ②同一建物居住者に対して行う場合 362単位</p> <p>※当該算定にかかる取扱いについては、「留意事項」2-6-(6)及び「予防留意事項」2-6-(6)を参照してください。</p>	算定基準別表の5へ注1 (予防算定基準別表の5へ注1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>【他のサービスとの関係】 看護職員による場合であって、利用者が、定期的に通院している場合又は定期的に訪問診療を受けている場合のほか、下記のサービスを受けている間は、居宅療養管理指導費(介護予防居宅療養管理指導費)を算定していませんか。</p> <p>①(介護予防)訪問看護 ②(介護予防)訪問リハビリテーション ③(介護予防)短期入所生活介護 ④(介護予防)短期入所療養介護 ⑤(介護予防)特定施設入居者生活介護 ⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑦(介護予防)認知症対応型共同生活介護 ⑧地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑨地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ⑩複合型サービス</p>	算定基準別表の5へ注2 (予防算定基準別表の5へ注2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【根拠条文について】

法 : 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

施行規則: 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)

基準: 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)

予防基準: 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)

解釈通知: 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)

算定基準: 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)

予防算定基準: 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)

留意事項: 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)

予防留意事項: 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)

利用者等告示: 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)

基準条例: 堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月14日条例第58号)